

社会福祉法人朝霞地区福祉会
役員等に対する報酬及び
費用弁償の支給に関する規程

平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会(以下「福祉会」という。)の理事、監事、評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事のうち常勤の理事については、報酬、期末手当、役員手当、退職手当及び通勤手当(以下「報酬等」という)を支給することとし、報酬等の額は次のとおりとする。

(1) 1月当たりの報酬は、377,000円とする。

(2) 期末手当は、社会福祉法人朝霞地区福祉会職員給与規程第20条に準ずることとし、職務の級は7級の職員の例による。ただし、算出の際の基礎額は385,000円とする。

(3) 役員手当は、社会福祉法人朝霞地区福祉会職員給与規程第23条に準ずることとし、職務の級は7級の職員の例による。ただし、算出の際の基礎額は372,000円とする。

(4) 退職手当は、社会福祉法人朝霞地区福祉会職員就業規程第17条に準ずることとする。

(5) 通勤手当は、社会福祉法人朝霞地区福祉会職員給与規程第12条に準ずることとする。

3 朝霞市、志木市、和光市の市長及び職員並びに福祉会職員として給与が支給されている役員等には、報酬等を支給しない。

4 監事が、社会福祉法人朝霞地区福祉会定款第18条に基づく監査を実施したときは、報酬を支給する。

5 前項で規定する報酬の額は、別表1のとおりとする。

6 第2項第1号から第3号並びに第5項の定めにより支給する総額は年間6,300,000円以内とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、朝霞市、志木市、和光市の市長及び職員並びに福祉会職員である役員等には支給しない。

2 役員等が福祉会業務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 第1項で規定する費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

4 費用弁償の支給については、社会福祉法人朝霞地区福祉会旅費規程の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

別表1 (第2条関係)

監査を行った監事への報酬の額

1日当たりの額	
公認会計士等の資格のある者	50,000円
公認会計士等の資格のない者	20,000円

※公認会計士等には、税理士を含むものとする。

※4時間以下の場合は、上記額の2分の1とする。

別表2 (第3条関係)

費用弁償の額

1回当たりの額	
理事会、評議員会に出席したとき	2,000円